

【埼玉県委託事業】 本事業は、埼玉県福祉部高齢者福祉課より委託された下記団体が実施しています。

令和5年度埼玉県介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務



専門家による無料相談のご案内

◆本事業の主旨

介護職員の処遇改善を図ることができる各加算を取得することで、人材の定着率を高め、サービスの質の維持向上を図ることができます。制度をまだ知らなかった方、この機会に申請を検討してみたい方に、ご相談とご支援を無料でご提供できる事業です。

加算の取得要件を知りたい

キャリアパス要件・職場環境要件を満たすために何をすべきでしょうか？

制度の仕組みがわからない

計画書・実績報告書の作成仕方がわかりません。

事業所によってはリハビリ職や事務職もベースアップ加算の対象になる場合があるの？

◆主な相談支援の内容

具体的には、①「介護職員処遇改善加算」②「介護職員等特定処遇改善加算」③「介護職員等ベースアップ等支援加算」についての新規申請に向けたご相談、また①や②は現在取得区分から上位区分の取得に向けたご相談などができます。

* 介護職員等ベースアップ等支援加算とは？ *

◆目的

◇一人あたりの収入を3%程度(月額平均で9,000円)引き上げるために設けられた制度です

◆算定要件

◇処遇改善加算Ⅰ～Ⅲのいずれかを取得している事業所であること

◇賃上げ効果の継続のため、加算額の2/3は介護職員等のベースアップ等に用いること

本事業の推奨!

【実施団体・お問い合わせ先】

本事業は、埼玉県福祉部高齢者福祉課より委託された下記団体が実施しています。

(公財)介護労働安定センター埼玉支部

〒330-0055埼玉県さいたま市浦和区東高砂町2-5 NBF浦和ビル4階

ご相談をご希望の方は、裏面申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

電話:048-813-2551

FAX:048-813-2552

FAX送付先 **048-813-2552**
(公財)介護労働安定センター埼玉支部 宛



「令和5年度埼玉県介護職員処遇改善加算等取得促進支援業務」 無料相談申込書

《事業概要》

- (1) **相談時期** 令和5年4月～令和6年3月まで (1事業所2回まで。1回あたり2時間上限。)
(2) **受付方法** 原則、先着順とさせていただきます。
(3) **主なご相談・ご支援内容**

具体的には、①「介護職員処遇改善加算」、②「介護職員等特定処遇改善加算」③「介護職員等ベースアップ等支援加算」の新規取得に向けたご相談、また①や②は現在取得の区分から上位区分の取得に向けたご相談などができます。またキャリアパス要件・職場環境要件を満たす就業規則・給与規程等の整備に係るご相談や、申請書や実績報告書など必要書類の記載指導、申請までに対応困難な貴事業所の問題事案・懸案を解決に導く、お手伝いをアドバイスいたします。

※ 相談場所は貴事業所内を予定していますが、新型コロナウイルス感染症の感染予防等のため、他の場所や、Webでの相談を希望する場合は、その旨を併せてご連絡ください。

必要事項を記入の上、FAXでお申込みをお願いします。

令和 5年 月 日

法人名	
事業所名	
所在地	〒 -
ご担当者	(役職) (氏名)
ご連絡先	(電話) (FAX) (メール) @
サービス種別	
処遇改善加算等 取得状況	処遇改善加算 : 未取得・Ⅲ・Ⅱ・Ⅰ 特定処遇改善加算 : 未取得・Ⅱ・Ⅰ
相談希望時期・時間帯 (1回あたり2時間)	① ()月 上旬・中旬・下旬 頃 ②午前・午後 ③ご都合の悪い曜日がございましたらお知らせ下さい⇒ 月 火 水 木 金 ※具体的な日程については、こちらからご連絡の上、調整させていただきます。
相談内容 (具体的に相談したい 内容がお決まりの場合は、 ご記入ください)	

※ 当申込書に記載された内容については、当センターの個人情報管理規定に従い厳重に管理し、職員及び当センターが委嘱している雇用管理サポーターによる日程調整、内容確認、各種セミナーのご案内及び事業活動に関する情報提供のみに使用し、上記目的以外の目的で使用しません。